「税源浸食及び利益移転を防止するための租税条約関連措置を実施するための多数国間条約」及び「所得に対する租税に関する二重課税の回避及び 脱税の防止のための日本国とニュージーランドとの間の条約」に係る統合条文

この文書は、日本国及びニュージーランドによって 2017 年 6 月 7 日に署名された「税源浸食及び利益移転を防止するための租税条約関連措置を実施するための多数国間条約」(以下「BEPS防止措置実施条約」という。)によって修正される、2012 年 12 月 10 日に署名された「所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とニュージーランドとの間の条約」(以下「条約」という。)の適用に関する統合条文を示すものである。

この文書は、日本国によって2018年9月26日に、及びニュージーランドによって2018年6月27日に寄託者(経済協力開発機構事務総長)にそれぞれ提出された留保及び通告に基づいて作成されている。

この文書の唯一の目的は、条約に対するBEPS防止措置実施条約の適用に関する理解を容易にすることであり、この文書は法的根拠となるものではない。条約及びBEPS防止措置実施条約の正文のみが、適用可能な法的文書である。

条約の規定について適用されるBEPS防止措置実施条約の規定は、この文書の全体を通じ、条約の関連する規定の箇所において、枠の中に示されている。

この文書においては、BEPS防止措置実施条約において用いられる語句が条約において用いられる語句に適合するようにするため、BEPS防止措置実施条約の規定の条文に対して変更が加えられている(例えば、「対象租税協定」が「条約」に、「当事国」が「締約国」に変更されている)。同様に、BEPS防止措置実施条約の規定のうち条約の既存の規定を記述する部分に対し、その記述的な文言を既存の規定の条項番号又は文言に代える変更が加えられている。これらの変更は、この文書の読みやすさを向上させるためのものであり、BEPS防止措置実施条約の規定の内容を変更することを意図するものではない。

条約の規定の引用は、文脈により別に解釈すべき場合を除くほか、BEPS防止措置実施条約の規定によって修正される条約の規定を引用しているものとして理解されなければならない。

BEPS防止措置実施条約の効力発生及び適用開始

BEPS防止措置実施条約は、日本国について2019年1月1日に、及びニュージーランドについて2018年10月1日に効力を生じ、次のとおり適用される。

- (a) BEPS防止措置実施条約の規定は、条約の各締約国において、次のものについて適用される。
 - (i) 非居住者に対して支払われ、又は貸記される額に対して源泉徴収される租税については、2019年1月1日以後に生ずる課税事象
 - (ii) 当該締約国によって課されるその他の全ての租税については、 2019年7月1日以後に開始する課税期間に関して課される租税
- (b) (a)にかかわらず、BEPS防止措置実施条約第十六条(相互協議手続)の規定は、条約につき、2019年1月1日以後に一方の締約国の権限のある当局に対して申し立てられた事案(BEPS防止措置実施条約によって修正される前の条約の規定に基づき、2019年1月1日において申立てをすることが認められなかったものを除く。)に関し、当該事案が関連する課税期間を考慮することなく、適用される。

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための 日本国とニュージーランドとの間の条約

日本国及びニュージーランドは、

所得に対する租税に関し、三重課税を回避し、及び脱税を防止するための 新たな条約を締結することを希望して、

(注)次のBEPS防止措置実施条約第六条1に規定する段落は、「所得に対する租税に関し、二重課税を回避し、及び脱税を防止するための新たな条約を締結することを希望して、」に言及する条約の前文の文言に代わる。

第六条 対象租税協定の目的

条約の対象となる租税に関して、脱税又は租税回避を通じた非課税又は 租税の軽減(両締約国以外の国又は地域の居住者の間接的な利益のために 条約において与えられる租税の免除又は軽減を得ることを目的とする条約 漁(あさ)りの仕組みを通じたものを含む。)の機会を生じさせることなく、 二重課税を除去することを意図して、

次のとおり協定した。

第一条 対象となる者

この条約は、一方又は双方の締約国の居住者である者に適用する。

(注)次のBEPS防止措置実施条約第三条1(同条3の規定による修正の後のもの)の規定は、条約第四条5の規定に代わる。

第三条 課税上存在しない団体

1 条約の適用上、いずれかの締約国の租税に関する法令の下において全面的若しくは部分的に課税上存在しないものとして取り扱われる団体若しくは仕組みによって又はこのような団体若しくは仕組みを通じて取得される所得は、一方の締約国における課税上当該一方の締約国の居住者の所得として取り扱われる限りにおいて、当該一方の締約国の居住者の

所得とみなす。この1の規定は、いかなる場合にも、一方の締約国が当該 一方の締約国の居住者に対して租税を課する権利に影響を及ぼすものと 解してはならない。

第二条 対象となる租税

- 1 この条約が適用される租税は、次のものとする。
 - (a) 日本国については、
 - (i) 所得税
 - (ii) 法人税
 - (iii) 復興特別所得税
 - (iv) 復興特別法人税

(以下「日本国の租税」という。)

(b) ニュージーランドについては、

所得税

(以下「ニュージーランドの租税」という。)

2 この条約は、1に掲げる租税に加えて又はこれに代わってこの条約の 署名の日の後に課される租税であって、1に掲げる租税と同一であるも の又は実質的に類似するものについても、適用する。両締約国の権限のあ る当局は、各締約国の租税に関する法令について行われた重要な改正を、 その改正後の妥当な期間内に、相互に通知する。

第三条 一般的定義

- 1 この条約の適用上、文脈により別に解釈すべき場合を除くほか、
 - (a) 「日本国」とは、地理的意味で用いる場合には、日本国の租税に関する法令が施行されている全ての領域(領海を含む。)及びその領域の外側に位置する区域であって、日本国が国際法に基づき主権的権利を有し、かつ、日本国の租税に関する法令が施行されている全ての区域(海底及びその下を含む。)をいう。
 - (b) 「ニュージーランド」とは、ニュージーランドの領域(トケラウを除く。)をいい、その領海の外側に位置する区域であって、ニュージーランドが天然資源に関して主権的権利を行使することができる区域としてニュージーランドの法令により、かつ、国際法に従って指定されたものを含む。
 - (c) 「一方の締約国」及び「他方の締約国」とは、文脈により、日本国 又はニュージーランドをいう。

- (d) 「租税」とは、文脈により、日本国の租税又はニュージーランドの 租税をいう。
- (e) 「者」には、個人、法人及び法人以外の団体を含む。
- (f) 「法人」とは、法人格を有する団体又は租税に関し法人格を有する 団体として取り扱われる団体をいう。
- (g) 「企業」は、あらゆる事業の遂行について用いる。
- (h) 「一方の締約国の企業」及び「他方の締約国の企業」とは、それぞれ一方の締約国の居住者が営む企業及び他方の締約国の居住者が営む企業をいう。
- (i) 「国際運輸」とは、一方の締約国の企業が運用する船舶又は航空機による運送(他方の締約国内の地点の間においてのみ運用される船舶 又は航空機による運送を除く。)をいう。
- (j) 一方の締約国についての「国民」とは、次の者をいう。
 - (i) 当該一方の締約国の国籍又は市民権を有する全ての個人
 - (ii) 当該一方の締約国において施行されている法令によってその地位を与えられた全ての法人、組合又は団体
- (k) 「権限のある当局」とは、次の者をいう。
 - (i) 日本国については、財務大臣又は権限を与えられたその代理者
 - (ii) ニュージーランドについては、内国歳入庁長官又は権限を与え られたその代理者
- (1) 「事業」には、自由職業その他の独立の性格を有する活動を含む。
- 2 一方の締約国によるこの条約の適用に際しては、この条約において定義されていない用語は、文脈により別に解釈すべき場合を除くほか、この条約の適用を受ける租税に関する当該一方の締約国の法令において当該用語がその適用の時点で有する意義を有するものとする。当該一方の締約国において適用される租税に関する法令における当該用語の意義は、当該一方の締約国の他の法令における当該用語の意義に優先するものとする。

第四条 居住者

- 1 この条約の適用上、「一方の締約国の居住者」とは、次の者をいう。
 - (a) 日本国については、日本国の法令の下において、住所、居所、本店 又は主たる事務所の所在地その他これらに類する基準により日本国 において課税を受けるべきものとされる者
 - (b) ニュージーランドについては、ニュージーランドの法令の下において、ニュージーランドの居住者として課税を受けるべきものとされる者

- 一方の締約国の政府、地方政府又は地方公共団体は、この条約の適用 上、当該一方の締約国の居住者とされる。一方の締約国内に源泉のある所 得のみについて当該一方の締約国において租税を課される者は、この条 約の適用上、当該一方の締約国の居住者とはされない。
- 2 1の規定により双方の締約国の居住者に該当する個人については、次 のとおりその地位を決定する。
 - (a) 当該個人は、その使用する恒久的住居が所在する締約国の居住者と みなす。その使用する恒久的住居を双方の締約国内に有する場合に は、当該個人は、その人的及び経済的関係がより密接な締約国(重要 な利害関係の中心がある締約国)の居住者とみなす。
 - (b) その重要な利害関係の中心がある締約国を決定することができない場合又はその使用する恒久的住居をいずれの締約国内にも有しない場合には、当該個人は、その有する常用の住居が所在する締約国の居住者とみなす。
 - (c) その常用の住居を双方の締約国内に有する場合又はこれをいずれ の締約国内にも有しない場合には、当該個人は、当該個人が国民であ る締約国の居住者とみなす。
 - (d) 当該個人が双方の締約国の国民である場合又はいずれの締約国の 国民でもない場合には、両締約国の権限のある当局は、合意により当 該事案を解決する。
- 3 1の規定により双方の締約国の居住者に該当する者で個人以外のもの については、両締約国の権限のある当局は、その者の本店又は主たる事務 所の所在地、事業の実質的な管理の場所その他関連する全ての要因について考慮した上で、合意により、この条約の適用上その者が居住者とみなされる締約国を決定するよう努める。両締約国の権限のある当局による 合意がない場合には、その者は、この条約により認められる特典(第二十五条の規定により認められる特典を除く。)を要求する上で、いずれの締約国の居住者ともされない。
- (注)次のBEPS防止措置実施条約第四条1 (同条3(e)の規定による修正の後のもの)の規定は、条約第四条3及び条約の議定書3の規定に代わる。

第四条 双方居住者に該当する団体

1 条約第四条1の規定によって両締約国の居住者に該当する者で個人以外のものについては、両締約国の権限のある当局は、その者の事業の実質的な管理の場所、その者が設立された場所その他関連する全ての要因

を考慮して、合意によって、条約の適用上その者が居住者とみなされる 締約国を決定するよう努める。そのような合意がない場合には、その者 は、条約に基づいて与えられる租税の軽減又は免除を受けることができ ない。

- 4(a) この条約の規定に従い一方の締約国において所得に対する租税が 軽減され、又は免除される場合において、他方の締約国において施行 されている法令に基づき、個人が、その所得の全額についてではなく、 その所得のうち当該他方の締約国に送金され、又は当該他方の締約国 内で受領された部分について租税を課されることとされているとき は、この条約の規定に基づき当該一方の締約国において認められる租 税の軽減又は免除は、その所得のうち当該他方の締約国において租税 を課される部分についてのみ、適用する。
 - (b) この条約の規定に従い一方の締約国において所得に対する租税が軽減され、又は免除される場合において、個人が、他方の締約国において施行されている法令に規定する一時的居住者に該当することにより、その所得について租税を免除されることとされているときは、この条約の規定に基づき当該一方の締約国において認められる租税の軽減又は免除は、当該他方の締約国において租税を免除されるその所得については、適用しない。

5 この条約の適用上、

- (a) 一方の締約国内において取得される所得であって、
 - (i) 他方の締約国において組織された団体を通じて取得され、かつ、
 - (ii) 当該他方の締約国の租税に関する法令に基づき当該団体の受益者、構成員又は参加者の所得として取り扱われるもの

に対しては、当該一方の締約国の租税に関する法令に基づき当該受益者、構成員又は参加者の所得として取り扱われるか否かにかかわらず、当該他方の締約国の居住者である当該受益者、構成員又は参加者(この条約に別に定める要件を満たすものに限る。)の所得として取り扱われる部分についてのみ、この条約の特典(当該受益者、構成員又は参加者が直接に取得したものとした場合に認められる特典に限る。)が与えられる。

- (b) 一方の締約国内において取得される所得であって、
 - (i) 他方の締約国において組織された団体を通じて取得され、かつ
 - (ii) 当該他方の締約国の租税に関する法令に基づき当該団体の所得 よして取り扱われるもの

に対しては、当該一方の締約国の租税に関する法令に基づき当該団体 の所得として取り扱われるか否かにかかわらず、当該団体が当該他方 の締約国の居住者であり、かつ、この条約に別に定める要件を満たす 場合にのみ、この条約の特典(当該他方の締約国の居住者が取得した ものとした場合に認められる特典に限る。)が与えられる。

- (e) 一方の締約国内において取得される所得であって、
 - (i) 両締約国以外の国において組織された団体を通じて取得され、
 - (ii) 他方の締約国の租税に関する法令に基づき当該団体の受益者、 構成員又は参加者の所得として取り扱われるもの

に対しては、当該一方の締約国又は当該団体が組織された国の租税に 関する法令に基づき当該受益者、構成員又は参加者の所得として取り 扱われるか否かにかかわらず、当該他方の締約国の居住者である当該 受益者、構成員又は参加者(この条約に別に定める要件を満たすもの に限る。)の所得として取り扱われる部分についてのみ、この条約の 特典(当該受益者、構成員又は参加者が直接に取得したものとした場 合に認められる特典に限る。)が与えられる。

- (d) 一方の締約国内において取得される所得であって、
 - (i) 両締約国以外の国において組織された団体を通じて取得され、 かつ、

<u>に対しては、この条約の特典は与えられない。</u>

- (e) 一方の締約国内において取得される所得であって、
 - (i) 当該一方の締約国において組織された団体を通じて取得され、 かつ、
 - (ii) 他方の締約国の租税に関する法令に基づき当該団体の所得として取り扱われるもの

に対しては、この条約の特曲は与えられない。1

第五条 恒久的施設

- 1 この条約の適用上、「恒久的施設」とは、事業を行う一定の場所であって企業がその事業の全部又は一部を行っているものをいう。
- 2 「恒久的施設」には、特に、次のものを含む。
 - (a) 事業の管理の場所
 - (b) 支店
 - (c) 事務所

¹ 条約第四条5の規定は、BEPS防止措置実施条約第三条1 (同条3の規定による修正の後のもの)の 規定に代わる (3ページ参照)。

- (d) 工場
- (e) 作業場
- (f) 鉱山、石油又は天然ガスの坑井、採石場その他天然資源を採取する 場所
- 3 建築工事現場又は建設若しくは据付けの工事については、これらの工 事現場又は工事が十二箇月を超える期間存続する場合には、恒久的施設 を構成するものとする。
- 4 1から3までの規定にかかわらず、企業が一方の締約国内において当該一方の締約国内に存在する天然資源(立木を含む。)を探査し、若しくは開発する活動又はこれらに関連する活動(大規模設備の運用を含む。)をいずれかの十二箇月の期間において合計九十日を超える期間行う場合には、当該企業は、当該一方の締約国内に恒久的施設を有し、かつ、当該恒久的施設を通じて事業を行うものとされる。
- 5 1から3までの規定にかかわらず、
 - (a) 一方の締約国の企業が他方の締約国内において当該他方の締約国内にいずれかの十二箇月の期間において合計百八十三日を超える期間滞在する個人を通じて役務を提供し、かつ、当該期間における当該企業の能動的な事業活動に帰せられる総収益の五十パーセントを超える部分が当該個人を通じて当該他方の締約国内において提供される役務から取得される場合、又は
 - (b) 一方の締約国の企業が他方の締約国内においていずれかの十二箇月の期間において合計百八十三日を超える期間役務を提供し、かつ、当該役務が当該他方の締約国内に滞在して当該役務を提供する一若しくは二以上の個人を通じて同一の若しくは関連する事業について提供される場合には、

当該役務を提供するに当たって当該他方の締約国内において行われる活動は、当該他方の締約国内にある当該企業の恒久的施設を通じて行われるものとされる。ただし、当該役務が7に規定する役務(事業を行う一定の場所を通じて行われたとしても、7の規定により当該一定の場所が恒久的施設であるものとされない役務)のみである場合は、この限りでない。この5の規定の適用上、一の企業のために一の個人が提供する役務は、他の企業が当該一の個人の役務の提供の方法を監督せず、指揮せず、又は管理しない限り、当該一の個人を通じて当該他の企業が行うものとはされない。

6(a) 3から5までに規定する活動の期間は、ある企業が一方の締約国内 において行う活動の期間とその企業と関連する企業が当該一方の締 約国内において行う活動の期間とを合計して決定する。ただし、これ らの活動が関連している場合に限る。

- (b) (a) に規定する活動の期間の決定に当たって、二以上の関連する企業が同時に行う活動の期間は、一度に限り算入する。
- (c) この条の規定の適用上、次のいずれかに該当する場合には、一方の 企業は、他方の企業と関連するものとする。
 - (i) 一方の企業が他方の企業の経営、支配又は資本に直接又は間接 に参加している場合
 - (ii) 同一の者が一方の企業及び他方の企業の経営、支配又は資本に 直接又は間接に参加している場合
- 7 1から6までの規定にかかわらず、次のことを行う場合は、「恒久的施 設」に当たらないものとする。
 - (a) 企業に属する物品又は商品の保管、展示又は引渡しのためにのみ施設を使用すること。
 - (b) 企業に属する物品又は商品の在庫を保管、展示又は引渡しのために のみ保有すること。
 - (c) 企業に属する物品又は商品の在庫を他の企業による加工のために のみ保有すること。
 - (d) 企業のために物品若しくは商品を購入し、又は情報を収集すること のみを目的として、事業を行う一定の場所を保有すること。
 - (e) 企業のためにその他の準備的又は補助的な性格の活動を行うこと のみを目的として、事業を行う一定の場所を保有すること。
 - (f) (a)から(e)までに規定する活動を組み合わせた活動を行うことの みを目的として、事業を行う一定の場所を保有すること。ただし、当 該一定の場所におけるこのような組合せによる活動の全体が準備的 又は補助的な性格のものである場合に限る。
- (注)次のBEPS防止措置実施条約第十三条2の規定は、条約第五条7の 規定に代わる。
 - 第十三条 特定の活動に関する除外を利用した恒久的施設の地位の人為的な回避
- 2 条約第五条の規定にかかわらず、次の活動を行う場合には、「恒久的施設」に当たらないものとする。ただし、その活動(次の(c)の規定に該当する場合には、次の(c)に規定する事業を行う一定の場所における活動の全体)が準備的又は補助的な性格のものである場合に限る。
 - (a) (i) 企業に属する物品又は商品の保管、展示又は引渡しのためにの み施設を使用すること。
 - (ii) 企業に属する物品又は商品の在庫を保管、展示又は引渡しのた

めにのみ保有すること。

- (iii) 企業に属する物品又は商品の在庫を他の企業による加工のためにのみ保有すること。
- (iv) 企業のために物品若しくは商品を購入し、又は情報を収集する ことのみを目的として、事業を行う一定の場所を保有すること。
- (b) 企業のために(a)に規定する活動以外の活動を行うことのみを目的 として、事業を行う一定の場所を保有すること。
- (c) (a) 及び(b) に規定する活動を組み合わせた活動を行うことのみを 目的として、事業を行う一定の場所を保有すること。
- (注)次のBEPS防止措置実施条約第十三条4の規定は、条約について適用される。

第十三条 特定の活動に関する除外を利用した恒久的施設の地位 の人為的な回避

- 4 条約第五条7の規定は、事業を行う一定の場所を使用し、若しくは保有する企業又は当該企業と密接に関連する企業が当該一定の場所又は当該一定の場所が存在する締約国内の他の場所において事業活動を行う場合において、次のいずれかに該当するときは、当該一定の場所については、適用しない。ただし、当該企業及び当該企業と密接に関連する企業が当該一定の場所において行う事業活動又は当該企業若しくは当該企業と密接に関連する企業が当該一定の場所及び当該他の場所において行う事業活動が、一体的な業務の一部として補完的な機能を果たす場合に限る。
 - (a) 条約第五条の規定に基づき、当該一定の場所又は当該他の場所が当 該企業又は当該企業と密接に関連する企業の恒久的施設を構成する こと。
 - (b) 当該企業及び当該企業と密接に関連する企業が当該一定の場所に おいて行う活動の組合せ又は当該企業若しくは当該企業と密接に関 連する企業が当該一定の場所及び当該他の場所において行う活動の 組合せによる活動の全体が準備的又は補助的な性格のものでないこ と。
- 8 1及び2の規定にかかわらず、企業に代わって行動する者(9の規定が 適用される独立の地位を有する代理人を除く。)が次のいずれかの活動を 行う場合には、当該企業は、その者が当該企業のために行う全ての活動に ついて、一方の締約国内に恒久的施設を有するものとされる。ただし、そ

- の者の活動が7に規定する活動(事業を行う一定の場所で行われたとしても、7の規定により当該一定の場所が恒久的施設であるものとされない活動)のみである場合は、この限りでない。
- (a) 当該一方の締約国内において、当該企業の名において契約を締結する権限を有し、かつ、この権限を反復して行使すること。
- (b) 当該一方の締約国内において、当該企業に属する物品又は商品を当該企業のために製造し、又は加工すること(当該企業がその者の経営、支配又は資本に参加しており、かつ、当該物品又は商品の全部又は一部が当該一方の締約国の居住者に販売される場合に限る。)。
- (注)次のBEPS防止措置実施条約第十二条1の規定は、条約第五条8(a)の規定に代わる。
 - 第十二条 問屋契約及びこれに類する方策を通じた恒久的施設の 地位の人為的な回避
- 1 条約第五条の規定にかかわらず、BEPS防止措置実施条約第十二条 2の規定が適用される場合を除くほか、一方の締約国内において企業に 代わって行動する者が、そのように行動するに当たって、反復して契約 を締結し、又は当該企業によって重要な修正が行われることなく日常的 に締結される契約の締結のために反復して主要な役割を果たす場合にお いて、これらの契約が次のいずれかに該当するときは、当該企業は、その 者が当該企業のために行う全ての活動について、当該一方の締約国内に 恒久的施設を有するものとする。ただし、当該活動が当該企業により当 該一方の締約国内に存在する当該企業の事業を行う一定の場所で行われ たとしても、条約第五条の規定に規定する恒久的施設の定義に基づいて、 当該事業を行う一定の場所が恒久的施設を構成するものとされない場合 は、この限りでない。
 - (a) 当該企業の名において締結される契約
 - (b) 当該企業が所有し、又は使用の権利を有する財産について、所有権 を移転し、又は使用の権利を与えるための契約
 - (c) 当該企業による役務の提供のための契約
- 9 企業は、通常の方法でその業務を行う仲立人、問屋その他の独立の地位 を有する代理人を通じて一方の締約国内で事業を行っているという理由 のみによっては、当該一方の締約国内に恒久的施設を有するものとはさ れない。

(注)次のBEPS防止措置実施条約第十二条2の規定は、条約第五条9の 規定に代わる。

第十二条 問屋契約及びこれに類する方策を通じた恒久的施設の 地位の人為的な回避

- 2 BEPS防止措置実施条約第十二条1の規定は、一方の締約国内において他方の締約国の企業に代わって行動する者が、当該一方の締約国内において独立の代理人として事業を行う場合において、当該企業のために通常の方法で当該事業を行うときは、適用しない。ただし、その者は、専ら又は主として一又は二以上の自己と密接に関連する企業に代わって行動する場合には、当該企業につき、この2に規定する独立の代理人とはされない。
- 10 一方の締約国の居住者である法人が、他方の締約国の居住者である法人若しくは他方の締約国内において事業(恒久的施設を通じて行われるものであるか否かを問わない。)を行う法人を支配し、又はこれらに支配されているという事実のみによっては、いずれの一方の法人も、他方の法人の恒久的施設とはされない。
 - (注)次のBEPS防止措置実施条約第十五条1の規定は、条約について適用される。

第十五条 企業と密接に関連する者の定義

1 条約第五条の規定の適用上、ある者とある企業とは、全ての関連する 事実及び状況に基づいて、一方が他方を支配している場合又は両者が同 一の者若しくは企業によって支配されている場合には、密接に関連する ものとする。いかなる場合にも、ある者とある企業とは、一方が他方の受 益に関する持分の五十パーセントを超えるもの(法人の場合には、当該 法人の株式の議決権及び価値の五十パーセント又は当該法人の資本に係 る受益に関する持分の五十パーセントを超えるもの)を直接若しくは間 接に所有する場合又は他の者がその者及びその企業の受益に関する持分 の五十パーセントを超えるもの(法人の場合には、当該法人の株式の議 決権及び価値の五十パーセント又は当該法人の資本に係る受益に関する 持分の五十パーセントを超えるもの)を直接若しくは間接に所有する場 合には、密接に関連するものとする。

第六条 不動産所得

- 1 一方の締約国の居住者が他方の締約国内に存在する不動産から取得する所得(農業、林業又は漁業から生ずる所得を含む。)に対しては、当該他方の締約国において租税を課することができる。
- 2 「不動産」とは、当該財産が存在する締約国の法令における不動産の意義を有するものとする。「不動産」には、いかなる場合にも、不動産に附属する財産、農業又は林業に用いられる家畜類及び設備、不動産に関する一般法の規定の適用がある権利、不動産用益権、天然資源又は立木の探査又は開発の権利並びに天然資源若しくは立木の探査若しくは開発若しくは保査若しくは開発の権利の対価としての料金(変動制であるか固定制であるかを問わない。)又はこれらの探査若しくは開発若しくは探査若しくは開発の権利に関する料金(変動制であるか固定制であるかを問わない。)を受領する権利を含む。船舶及び航空機は、不動産とはみなさない。
- 3 1の規定は、不動産の直接使用、賃貸その他の全ての形式による使用から生ずる所得について適用する。
- 4 1及び3の規定は、企業の不動産から生ずる所得についても、適用する。
- 5 2に規定する権利は、当該権利に関連する資産が存在する場所又は天 然資源若しくは立木の探査若しくは開発が行われる場所に存在するもの とする。

第七条 事業利得

- 1 一方の締約国の企業の利得に対しては、その企業が他方の締約国内に ある恒久的施設を通じて当該他方の締約国内において事業を行わない限 り、当該一方の締約国においてのみ租税を課することができる。一方の締 約国の企業が他方の締約国内にある恒久的施設を通じて当該他方の締約 国内において事業を行う場合には、その企業の利得のうち当該恒久的施 設に帰せられる部分に対してのみ、当該他方の締約国において租税を課 することができる。
- 2 3の規定に従うことを条件として、一方の締約国の企業が他方の締約国内にある恒久的施設を通じて当該他方の締約国内において事業を行う場合には、当該恒久的施設が、同一又は類似の条件で同一又は類似の活動を行う別個のかつ分離した企業であって、当該恒久的施設を有する企業と全く独立の立場で取引を行うものであるとしたならば当該恒久的施設が取得したとみられる利得が、各締約国において当該恒久的施設に帰せられるものとする。

- 3 恒久的施設の利得を決定するに当たっては、経営費及び一般管理費を 含む費用であって当該恒久的施設のために生じたものは、当該恒久的施 設が存在する締約国内において生じたものであるか他の場所において生 じたものであるかを問わず、控除することを認められる。
- 4 恒久的施設が企業のために物品又は商品の単なる購入を行ったことを理由としては、いかなる利得も、当該恒久的施設に帰せられることはない。
- 5 1から4までの規定の適用上、恒久的施設に帰せられる利得は、毎年同一の方法によって決定する。ただし、別の方法を用いることにつき正当な理由がある場合は、この限りでない。
- 6 次の(a)及び(b)の規定に該当する場合には、信託の受託者が行う事業は、一方の締約国の居住者が他方の締約国内にある恒久的施設を通じて当該他方の締約国内で行う事業とみなし、当該事業から取得される利得であって当該一方の締約国の居住者の持分に対応するものは、当該恒久的施設に帰せられるものとする。
 - (a) 当該一方の締約国の居住者が、当該信託(租税に関し法人として取り扱われるものを除く。)の受託者が当該他方の締約国内において当該信託の受託者として行う事業から取得される利得に対する持分を直接に又は一若しくは二以上の信託を介して有する場合
 - (b) 当該事業の遂行に関して、当該信託の受託者が、第五条に定める原 則に従い、当該他方の締約国内に恒久的施設を有する場合
- 7 他の条で別個に取り扱われている所得が企業の利得に含まれる場合には、当該他の条の規定は、この条の規定によって影響されることはない。
- 8 この条の他の規定にかかわらず、一方の締約国の企業が、他方の締約国内における危険に対する保険に対して支払われる保険料として保険(生命保険を除く。)から取得する所得に対しては、この条約の署名の日に施行されている当該他方の締約国の法令又は一般的な原則において当該法令に類似する法令でこの条約の署名の日の後に制定され、施行されるものに従って、当該他方の締約国において租税を課することができる。

第八条 海上運送及び航空運送

- 1 一方の締約国の企業が船舶又は航空機を国際運輸に運用することによって取得する利得に対しては、当該一方の締約国においてのみ租税を課することができる。
- 2 第二条の規定にかかわらず、いかなるニュージーランドの地方政府又は地方公共団体も日本国の企業が船舶又は航空機を国際運輸に運用することにつき日本国における住民税又は事業税に類似する租税を課さない

- ことを条件として、ニュージーランドの企業は、船舶又は航空機を国際運輸に運用することにつき日本国において住民税及び事業税を免除される。
- 3 1の規定にかかわらず、1に規定する利得であって、一方の締約国の企業が、他方の締約国内で積み込み、かつ、当該他方の締約国内で取り卸す旅客、家畜、郵便物、物品又は商品の船舶又は航空機による運送によって取得するものに対しては、当該他方の締約国において租税を課することができる。
- 4 1から3までの規定は、共同計算、共同経営又は国際経営共同体に参加していることによって取得する利得についても、適用する。

第九条 関連企業

- 1 次のいずれかに該当する場合であって、そのいずれの場合においても、 商業上又は資金上の関係において、双方の企業の間に、独立の企業の間に 設けられる条件と異なる条件が設けられ、又は課されているときは、その 条件がないとしたならば一方の企業の利得となったとみられる利得であ ってその条件のために当該一方の企業の利得とならなかったものに対し ては、これを当該一方の企業の利得に算入して租税を課することができ る。
 - (a) 一方の締約国の企業が他方の締約国の企業の経営、支配又は資本に 直接又は間接に参加している場合
 - (b) 同一の者が一方の締約国の企業及び他方の締約国の企業の経営、支配又は資本に直接又は間接に参加している場合
- 2 一方の締約国が、他方の締約国において租税を課された当該他方の締約国の企業の利得を当該一方の締約国の企業の利得に算入して租税を課する場合において、その算入された利得が、双方の企業の間に設けられた条件が独立の企業の間に設けられたであろう条件であったとしたならば当該一方の締約国の企業の利得となったとみられる利得であるときは、当該他方の締約国は、その利得に対して当該他方の締約国において課された租税の額について適当な調整を行う。この調整に当たっては、この条約の他の規定に妥当な考慮を払うものとし、両締約国の権限のある当局は、必要があるときは、相互に協議する。
 - (注)次のBEPS防止措置実施条約第十七条1の規定は、条約第九条2の 規定に代わる。

第十七条 対応的調整

- 1 一方の締約国が、他方の締約国において租税を課された当該他方の締約国の企業の利得を当該一方の締約国の企業の利得に算入して租税を課する場合において、その算入された利得が、双方の企業の間に設けられた条件が独立の企業の間に設けられたであろう条件であったとしたならば当該一方の締約国の企業の利得となったとみられる利得であるときは、当該他方の締約国は、その利得に対して当該他方の締約国において課された租税の額について適当な調整を行う。この調整に当たっては、条約の他の規定に妥当な考慮を払うものとし、両締約国の権限のある当局は、必要があるときは、相互に協議する。
- 3 1の規定にかかわらず、締約国は、1に規定する条件がないとしたならば当該締約国の企業の利得として更正の対象となったとみられる利得に係る課税年度の終了時から十年を経過した後は、1に規定する状況においても、当該利得の更正をしてはならない。この3の規定は、不正に租税を免れた利得については、適用しない。

第十条 配当

- 1 一方の締約国の居住者である法人が他方の締約国の居住者に支払う配当に対しては、当該他方の締約国において租税を課することができる。
- 2 1に規定する配当に対しては、これを支払う法人が居住者とされる一 方の締約国においても、当該一方の締約国の法令に従って租税を課する ことができる。その租税の額は、当該配当の受益者が他方の締約国の居住 者である場合には、当該配当の額の十五パーセントを超えないものとす る。
- 3 2の規定にかかわらず、配当の受益者が、一方の締約国の居住者であって、当該配当の支払を受ける者が特定される日をその末日とする六箇月の期間を通じ、当該配当を支払う法人の議決権の十パーセント以上を直接又は間接に所有する法人であり、かつ、次の(a)から(c)までの規定のいずれかに該当する場合には、当該配当に対しては、当該配当を支払う法人が居住者とされる他方の締約国においては、租税を課することができない。
 - (a) 第二十二条 2 (c) の規定による適格者であること。
 - (b) 五以下の(a)に規定する者に該当する法人によりその議決権の五十パーセント以上を直接又は間接に所有されていること。

- (c) 第二十二条5の規定に基づき当該配当に関して特典を受けること が認められること。
- 4 2及び3の規定は、配当を支払う法人のその配当に充てられる利得に 対する課税に影響を及ぼすものではない。
- 5 3の規定は、配当を支払う法人が居住者とされる一方の締約国における課税所得の計算上受益者に対して支払う配当を控除することができる 法人によって支払われる配当については、適用しない。
- 6 この条において、「配当」とは、株式その他利得の分配を受ける権利(信用に係る債権を除く。)から生ずる所得及びその分配を行う法人が居住者とされる締約国の租税に関する法令上株式から生ずる所得と同様に取り扱われる所得をいう。
- 7 1から3までの規定は、一方の締約国の居住者である配当の受益者が、 当該配当を支払う法人が居住者とされる他方の締約国内において当該他 方の締約国内にある恒久的施設を通じて事業を行う場合において、当該 配当の支払の基因となった株式その他の持分が当該恒久的施設と実質的 な関連を有するものであるときは、適用しない。この場合には、第七条の 規定を適用する。
- 8 一方の締約国の居住者である法人が他方の締約国内において利得又は所得を取得する場合には、当該他方の締約国は、当該法人の支払う配当及び当該法人の留保所得については、これらの配当及び留保所得の全部又は一部が当該他方の締約国内において生じた利得又は所得から成るときにおいても、当該配当(当該他方の締約国の居住者に支払われる配当及び配当の支払の基因となった株式その他の持分が当該他方の締約国内にある恒久的施設と実質的な関連を有するものである場合の配当を除く。)に対していかなる租税も課することができず、また、当該留保所得に対して租税を課することができない。

第十一条 利子

- 1 一方の締約国内において生じ、他方の締約国の居住者に支払われる利子に対しては、当該他方の締約国において租税を課することができる。
- 2 1に規定する利子に対しては、当該利子が生じた一方の締約国においても、当該一方の締約国の法令に従って租税を課することができる。その租税の額は、当該利子の受益者が他方の締約国の居住者である場合には、当該利子の額の十パーセントを超えないものとする。
- 3 2の規定にかかわらず、一方の締約国内において生ずる利子であって、 次のいずれかの場合に該当するものについては、他方の締約国において のみ租税を課することができる。

- (a) 当該利子の受益者が、当該他方の締約国の政府、当該他方の締約国の地方政府若しくは地方公共団体、当該他方の締約国の中央銀行又は当該他方の締約国の政府が全面的に所有する機関である場合
- (b) 当該利子の受益者が当該他方の締約国の居住者であって、当該利子が、当該他方の締約国の政府、当該他方の締約国の地方政府若しくは地方公共団体、当該他方の締約国の中央銀行若しくは当該他方の締約国の政府が全面的に所有する機関によって保証された債権、これらによって保険の引受けが行われた債権又はこれらによる間接融資に係る債権に関して支払われる場合
- (c) 当該利子の受益者が当該他方の締約国の居住者である金融機関であって、当該利子の支払者と関連せず、かつ、当該利子の支払者と全く独立の立場で取引を行うものである場合(この条の規定の適用上、「金融機関」とは、銀行又は金融市場において資金を借り入れ、若しくは有利子預金を受け入れ、かつ、これらの資金を資金の貸付けを行う事業において利用することによってその利得を実質的に取得する他の企業をいう。)
- 4 3の規定の適用上、「中央銀行」及び「政府が全面的に所有する機関」 とは、次のものをいう。
 - (a) 日本国については、
 - (i) 日本銀行
 - (ii) 株式会社国際協力銀行
 - (iii) 独立行政法人国際協力機構
 - (iv) 独立行政法人日本貿易保険
 - (b) ニュージーランドについては、 ニュージーランド準備銀行
 - (c) 一方の締約国の政府が資本の全部を所有するその他の類似の機関 で両締約国の政府が外交上の公文の交換により随時合意するもの
- 5 3の規定にかかわらず、3(c)に規定する利子に対しては、次のいずれかに該当する場合には、当該利子が生じた締約国において租税を課することができる。その租税の額は、当該利子の額の十パーセントを超えないものとする。
 - (a) ニュージーランドにおいて生ずる利子については、当該利子の支払者が当該利子に関して認定発行者課金を支払わない場合。ただし、ニュージーランドが認定発行者課金を課さない場合、当該利子の支払者が認定発行者課金の支払を選択することができない場合又は当該利子に関して支払われるべき認定発行者課金の率が当該利子の額のニパーセントを超える場合には、この(a)の規定は、適用しない。この条の規定の適用上、「認定発行者課金」には、ニュージーランドにおい

て生ずる利子の支払者によって支払われるこれと同一の又は実質的 に類似する課金であって、この条約の署名の日の後にこれに代わって 制定されるものを含む。

- (b) 当該利子がバックトゥバック融資に関する取決めその他これと経済的に同等であり、かつ、バックトゥバック融資に関する取決めに類似する効果を有することを目的とする取決めの一部として支払われる場合
- 6 この条において、「利子」とは、全ての種類の信用に係る債権(担保の有無及び債務者の利得の分配を受ける権利の有無を問わない。)から生じた所得、特に、公債、債券又は社債から生じた所得(公債、債券又は社債の割増金及び賞金を含む。)及び他の所得で当該所得が生じた締約国の租税に関する法令上貸付金から生じた所得と同様に取り扱われるものをいう。前条で取り扱われる所得は、この条約の適用上利子には該当しない。
- 7 1から3までの規定は、一方の締約国の居住者である利子の受益者が、 当該利子の生じた他方の締約国内において当該他方の締約国内にある恒 久的施設を通じて事業を行う場合において、当該利子の支払の基因となった債権が当該恒久的施設と実質的な関連を有するものであるときは、 適用しない。この場合には、第七条の規定を適用する。
- 8 利子は、その支払者が一方の締約国の居住者である場合には、当該一方の締約国内において生じたものとされる。ただし、利子の支払者が、一方の締約国内に恒久的施設を有する場合において、当該利子の支払の基因となった債務が当該恒久的施設について生じ、かつ、当該利子が当該恒久的施設によって負担されるものであるときは、当該支払者がいずれかの締約国の居住者であるか否かを問わず、当該利子は、当該恒久的施設の存在する当該一方の締約国内において生じたものとされる。
- 9 利子の支払の基因となった債権について考慮した場合において、利子の支払者と受益者との間又はその双方と第三者との間の特別の関係により、当該利子の額が、その関係がないとしたならば支払者及び受益者が合意したとみられる額を超えるときは、この条の規定は、その合意したとみられる額についてのみ適用する。この場合には、支払われた額のうちその超過する部分に対しては、この条約の他の規定に妥当な考慮を払った上で、各締約国の法令に従って租税を課することができる。

第十二条 使用料

- 1 一方の締約国内において生じ、他方の締約国の居住者に支払われる使用料に対しては、当該他方の締約国において租税を課することができる。
- 2 1に規定する使用料に対しては、当該使用料が生じた一方の締約国に

おいても、当該一方の締約国の法令に従って租税を課することができる。 その租税の額は、当該使用料の受益者が他方の締約国の居住者である場合には、当該使用料の額の五パーセントを超えないものとする。

- 3 この条において、「使用料」とは、次の(a)から(d)までに掲げるものの 対価として受領される全ての種類の支払金をいう。
 - (a) 著作権、特許権、意匠又は模型、図面、秘密方式又は秘密工程、商標権その他これらに類する財産又は権利の使用又は使用の権利
 - (b) 学術上、技術上、産業上又は商業上の知識又は情報の提供
 - (c) (a) に規定する財産若しくは権利若しくは(b) に規定する知識若しくは情報に付随する支援又はこれらを活用し、若しくは享受するための支援の提供
 - (d) この3に規定する財産又は権利の使用又は提供の制限(全部であるか一部であるかを問わない。)
- 4 1及び2の規定は、一方の締約国の居住者である使用料の受益者が、当該使用料の生じた他方の締約国内において当該他方の締約国内にある恒久的施設を通じて事業を行う場合において、当該使用料の支払の基因となった権利又は財産が当該恒久的施設と実質的な関連を有するものであるときは、適用しない。この場合には、第七条の規定を適用する。
- 5 使用料は、その支払者が一方の締約国の居住者である場合には、当該一方の締約国内において生じたものとされる。ただし、使用料の支払者が、一方の締約国内に恒久的施設を有する場合において、当該使用料を支払う債務が当該恒久的施設について生じ、かつ、当該使用料が当該恒久的施設によって負担されるものであるときは、当該支払者がいずれかの締約国の居住者であるか否かを問わず、当該使用料は、当該恒久的施設の存在する当該一方の締約国内において生じたものとされる。
- 6 使用料の支払の基因となったものについて考慮した場合において、使用料の支払者と受益者との間又はその双方と第三者との間の特別の関係により、当該使用料の額が、その関係がないとしたならば支払者及び受益者が合意したとみられる額を超えるときは、この条の規定は、その合意したとみられる額についてのみ適用する。この場合には、支払われた額のうちその超過する部分に対しては、この条約の他の規定に妥当な考慮を払った上で、各締約国の法令に従って租税を課することができる。

第十三条 財産の譲渡

1 一方の締約国の居住者が第六条に規定する不動産であって他方の締約 国内に存在するものの譲渡によって取得する所得、利得又は収益に対し ては、当該他方の締約国において租税を課することができる。

- 2 一方の締約国の居住者が法人、組合又は信託財産(資産の価値の五十ペーセント以上が第六条に規定する不動産であって他方の締約国内に存在するものにより直接又は間接に構成される法人、組合又は信託財産に限る。)の株式又は持分の譲渡によって取得する所得、利得又は収益に対しては、当該他方の締約国において租税を課することができる。ただし、当該譲渡に係る株式又は持分と同じ種類の株式又は持分(以下「同種の株式等」という。)が第二十二条6(e)に規定する公認の有価証券市場において取引され、かつ、当該一方の締約国の居住者及びその特殊関係者が所有する同種の株式等の数が同種の株式等の総数の五パーセント以下である場合は、この限りでない。
 - (注)次のBEPS防止措置実施条約第九条4の規定は、条約第十三条2の 規定に代わる。

第九条 主として不動産から価値が構成される団体の株式又は持 分の譲渡から生ずる収益

- 4 条約の適用上、一方の締約国の居住者が株式又は同等の持分(組合又は信託財産の持分を含む。)の譲渡によって取得する収益に対しては、当該株式又は同等の持分の価値の五十パーセントを超えるものが、当該譲渡に先立つ三百六十五日の期間のいずれかの時点において、他方の締約国内に存在する不動産によって直接又は間接に構成される場合には、当該他方の締約国において租税を課することができる。
- 3 次の(a)及び(b)の規定に該当する場合には、ニュージーランドの居住者が(b)に規定する株式の譲渡((a)の資金援助が最初に行われた日から五年以内に行われる譲渡に限る。)によって取得する収益に対しては、日本国において租税を課することができる。
 - (a) 日本国政府(預金保険機構を含む。以下この3において同じ。)が、金融機関の差し迫った支払不能に係る破綻処理に関する日本国の法令に従い、日本国の居住者である金融機関に対して実質的な資金援助を行う場合
 - (b) ニュージーランドの居住者が日本国政府から当該金融機関の株式 を取得する場合
- 4 一方の締約国の企業が他方の締約国内に有する恒久的施設の事業用資産を構成する財産(不動産を除く。)の譲渡から生ずる所得、利得又は収益(当該恒久的施設の譲渡又は企業全体の譲渡の一部としての当該恒久的施設の譲渡から生ずる所得、利得又は収益を含む。)に対しては、当該

他方の締約国において租税を課することができる。

- 5 一方の締約国の企業が国際運輸に運用する船舶若しくは航空機又はこれらの船舶若しくは航空機の運用に係る財産(不動産を除く。)の譲渡によって当該企業が取得する所得、利得又は収益に対しては、当該一方の締約国においてのみ租税を課することができる。
- 6 1から5までに規定する財産以外の財産の譲渡から生ずる所得、利得 又は収益に対しては、譲渡者が居住者とされる締約国においてのみ租税 を課することができる。

第十四条 給与所得

- 1 次条、第十七条及び第十八条の規定が適用される場合を除くほか、一方の締約国の居住者がその勤務について取得する給料、賃金その他これらに類する報酬に対しては、勤務が他方の締約国内において行われない限り、当該一方の締約国においてのみ租税を課することができる。勤務が他方の締約国内において行われる場合には、当該勤務について取得する給料、賃金その他これらに類する報酬に対しては、当該他方の締約国において租税を課することができる。
- 2 1の規定にかかわらず、一方の締約国の居住者が他方の締約国内において行う勤務について取得する報酬に対しては、次の(a)から(c)までに規定する要件を満たす場合には、当該一方の締約国においてのみ租税を課することができる。
 - (a) 当該課税年度において開始し、又は終了するいずれの十二箇月の期間においても、報酬の受領者が当該他方の締約国内に滞在する期間が合計百八十三日を超えないこと。
 - (b) 報酬が当該他方の締約国の居住者でない雇用者又はこれに代わる 者から支払われるものであること。
 - (c) 報酬が雇用者の当該他方の締約国内に有する恒久的施設によって 負担されるものでないこと。
- 3 1及び2の規定にかかわらず、一方の締約国の企業が国際運輸に運用 する船舶内又は航空機内において行われる勤務に係る報酬に対しては、 当該一方の締約国において租税を課することができる。

第十五条 役員報酬

一方の締約国の居住者が他方の締約国の居住者である法人の役員の資格で取得する役員報酬その他これに類する支払金に対しては、当該他方の締

約国において租税を課することができる。

第十六条 芸能人及び運動家

- 1 第七条及び第十四条の規定にかかわらず、一方の締約国の居住者が演劇、映画、ラジオ若しくはテレビジョンの俳優、音楽家その他の芸能人又は運動家として他方の締約国内で行う個人的活動によって取得する所得に対しては、当該他方の締約国において租税を課することができる。
- 2 一方の締約国内で行う芸能人又は運動家としての個人的活動に関する 所得が当該芸能人又は運動家以外の者に帰属する場合には、当該所得に 対しては、第七条及び第十四条の規定にかかわらず、当該芸能人又は運動 家の活動が行われる当該一方の締約国において租税を課することができ る。

第十七条 退職年金

次条2の規定が適用される場合を除くほか、一方の締約国の居住者に支払われる退職年金その他これに類する報酬(当該一方の締約国の社会保障に関する法令に基づく支払を含む。)に対しては、当該一方の締約国においてのみ租税を課することができる。

第十八条 政府職員

- 1(a) 一方の締約国又は一方の締約国の地方政府若しくは地方公共団体に対し提供される役務につき、個人に対し、当該一方の締約国又は当該一方の締約国の地方政府若しくは地方公共団体によって支払われる給料、賃金その他これらに類する報酬に対しては、当該一方の締約国においてのみ租税を課することができる。
 - (b) もっとも、当該役務が他方の締約国内において提供され、かつ、当該個人が次の(i)又は(ii)の規定に該当する当該他方の締約国の居住者である場合には、その給料、賃金その他これらに類する報酬に対しては、当該他方の締約国においてのみ租税を課することができる。
 - (i) 当該他方の締約国の国民
 - (ii) 専ら当該役務を提供するため当該他方の締約国の居住者となっ た者でないもの
- 2(a) 1の規定にかかわらず、一方の締約国又は一方の締約国の地方政府 若しくは地方公共団体に対し提供される役務につき、個人に対し、当

該一方の締約国若しくは当該一方の締約国の地方政府若しくは地方公共団体によって支払われ、又は当該一方の締約国若しくは当該一方の締約国の地方政府若しくは地方公共団体が拠出し、若しくは設立した基金から支払われる退職年金その他これに類する報酬に対しては、当該一方の締約国においてのみ租税を課することができる。

- (b) もっとも、当該個人が他方の締約国の居住者であり、かつ、当該他方の締約国の国民である場合には、当該退職年金その他これに類する報酬に対しては、当該他方の締約国においてのみ租税を課することができる。
- 3 一方の締約国又は一方の締約国の地方政府若しくは地方公共団体の行 う事業に関連して提供される役務につき支払われる給料、賃金、退職年金 その他これらに類する報酬については、第十四条から前条までの規定を 適用する。

第十九条 学生

専ら教育又は訓練を受けるため一方の締約国内に滞在する学生又は事業修習者であって、現に他方の締約国の居住者であるもの又はその滞在の直前に他方の締約国の居住者であったものがその生計、教育又は訓練のために受け取る給付(当該一方の締約国外から支払われるものに限る。)については、当該一方の締約国においては、租税を課することができない。この条に定める租税の免除は、事業修習者については、当該一方の締約国内において最初に訓練を開始した日から一年を超えない期間についてのみ適用する。

第二十条 匿名組合

この条約の他の規定にかかわらず、匿名組合契約その他これに類する契約に関連して匿名組合員が取得する所得及び収益に対しては、当該所得及び収益が生ずる締約国において当該締約国の法令に従って租税を課することができる。

第二十一条 その他の所得

1 一方の締約国の居住者の所得(源泉地を問わない。)であって前各条に 規定がないものに対しては、当該一方の締約国においてのみ租税を課す ることができる。

- 2 1の規定は、所得(第六条2に規定する不動産から生ずる所得を除く。) を取得する一方の締約国の居住者が他方の締約国内において当該他方の 締約国内にある恒久的施設を通じて事業を行う場合において、当該所得 の支払の基因となった権利又は財産が当該恒久的施設と実質的な関連を 有するものであるときは、当該所得については、適用しない。この場合に は、第七条の規定を適用する。
- 3 1及び2の規定にかかわらず、一方の締約国の居住者の所得のうち、他 方の締約国内において生ずるものであって前各条に規定がないものに対 しては、当該他方の締約国においても租税を課することができる。

第二十二条 特典の制限

- 1 一方の締約国の居住者であって他方の締約国内において第十一条3又は第十三条に定める所得を取得するものは、2に規定する適格者に該当し、かつ、これらの規定により認められる特典を受けるためにこれらの規定に規定する要件を満たす場合に限り、各課税年度において、これらの規定により認められる特典を受ける権利を有する。ただし、これらの規定により認められる特典を受けることに関し、この条に別段の定めがある場合は、この限りでない。
- 2 一方の締約国の居住者が次の(a)から(f)までに掲げる者のいずれかに 該当する場合には、当該一方の締約国の居住者は、各課税年度において適 格者とする。
 - (a) 個人
 - (b) 適格政府機関
 - (c) 法人(その主たる種類の株式が、6(c)(i)又は(ii)に規定する公認の有価証券市場に上場され、又は登録され、かつ、一又は二以上の公認の有価証券市場において通常取引されるものに限る。)
 - (d) 年金基金(当該課税年度の直前の課税年度の終了の日においてその 受益者、構成員又は参加者の五十パーセントを超えるものがいずれか の締約国の居住者である個人であるものに限る。)
 - (e) 当該一方の締約国の法令に基づいて設立された団体であって、専ら宗教、慈善、教育、科学、芸術、文化その他公の目的のために運営されるもの(当該一方の締約国の法令において所得の全部又は一部に対する租税が免除されるものに限る。)
 - (f) 個人以外の者((a)から(e)までに掲げる適格者であるいずれかの締約国の居住者が、議決権その他の受益に関する持分の五十パーセント以上を直接又は間接に所有する場合に限る。)
- 3 2(f)の規定の適用については、次に定めるところによる。

- (a) 源泉徴収による課税については、一方の締約国の居住者は、その所得の支払が行われる日に先立つ十二箇月の期間を通じて2(f)に規定する要件を満たしているときは、当該支払が行われる課税年度について当該要件を満たすものとする。
- (b) その他の全ての場合については、一方の締約国の居住者は、課税年度の総日数の半数以上の日において2(f)に規定する要件を満たしているときは、当該課税年度について当該要件を満たすものとする。
- 4(a) 一方の締約国の居住者は、適格者に該当しない場合においても、他方の締約国内において取得する第十一条3又は第十三条に定める所得に関し、次の(i)から(iii)までに掲げる要件を満たすときは、これらの規定により認められる特典を受ける権利を有する。
 - (i) 当該居住者が当該一方の締約国内において事業を行っていること。ただし、当該事業が、当該居住者が自己の勘定のために投資を行い、又は管理するもの(銀行、保険会社又は証券会社が行う銀行業、保険業又は証券業を除く。)である場合は、この限りでない。
 - (ii) 当該所得が(i)に規定する事業に関連し、又は付随して取得されるものであること。
 - (iii) 当該居住者がこれらの規定により認められる特典を受けるためにこれらの規定に規定する要件を満たすこと。
 - (b) 一方の締約国の居住者が、他方の締約国内において行う事業から所得を取得する場合又は当該居住者と第九条1(a)若しくは(b)に規定する関係を有する者から他方の締約国内において生ずる所得を取得する場合には、当該居住者が当該一方の締約国内において行う事業が、当該居住者又は当該関係を有する者が当該他方の締約国内において行う事業との関係において実質的なものでなければ、当該所得について(a)に規定する条件を満たすこととはならない。この(b)の規定の適用上、事業が実質的なものであるか否かは、全ての事実及び状況に基づいて判断される。
 - (c) (a) の規定に基づきある者が一方の締約国内において事業を行っているか否かを決定するに当たって、その者が組合員である組合が行う事業及びその者に関連する者が行う事業は、その者が行うものとみなす。一方の者が他方の者の受益に関する持分の五十パーセント以上(法人の場合には、当該法人の議決権の五十パーセント以上)を直接若しくは間接に所有する場合又は第三者がそれぞれの者の受益に関する持分の五十パーセント以上(法人の場合には、当該法人の議決権の五十パーセント以上)を直接若しくは間接に所有する場合には、一方の者及び他方の者は、関連するものとする。また、全ての事実及び

状況に基づいて、一方の者が他方の者を支配している場合又はそれぞれの者が一若しくは二以上の同一の者によって支配されている場合には、一方の者及び他方の者は、関連するものとする。

- 5 一方の締約国の居住者は、適格者に該当せず、かつ、4の規定に基づき第十一条3若しくは第十三条に定める所得についてこれらの規定により認められる特典を受ける権利を有する場合に該当しないとき又は第十条3(a)若しくは(b)の要件を満たさないことにより同条3に規定する特典を享受することができない法人であるときにおいても、他方の締約国の権限のある当局が、当該他方の締約国の法令又は行政上の慣行に従って、当該居住者の設立、取得又は維持及びその業務の遂行がこれらの規定により認められる特典を受けることをその主たる目的の一つとするものでないと認定するときは、これらの規定により認められる特典を受けることができる。
- 6 この条の規定の適用上、
 - (a) 「適格政府機関」とは、一方の締約国の政府、一方の締約国の地方 政府若しくは地方公共団体、日本銀行、ニュージーランド準備銀行又 は一方の締約国の政府若しくは一方の締約国の地方政府若しくは地 方公共団体が直接若しくは間接に全面的に所有する者をいう。
 - (b) 「主たる種類の株式」とは、法人の議決権の過半数を占める一又は 二以上の種類の株式をいう。
 - (c) 「公認の有価証券市場」とは、次のものをいう。
 - (i) 日本国の金融商品取引法(昭和二十三年法律第二十五号)に基づき設立された金融商品取引所又は認可金融商品取引業協会により設立された有価証券市場
 - (ii) ニュージーランド証券取引所により運営される証券市場(ニュージーランド債券市場を除く。)及びニュージーランドの法令に基づいて認定されたその他のニュージーランドの証券取引所
 - (iii) この条の規定の適用上、両締約国の権限のある当局が公認の有 価証券市場として合意するその他の有価証券市場
 - (d) 「年金基金」とは、次の(i)及び(ii)に規定する要件を満たす者をいう。
 - (i) 一方の締約国の法令に基づいて設立されること。
 - (ii) 主として退職年金、退職手当その他これらに類する報酬を管理 し、若しくは給付すること又は他の年金基金の利益のために所得 を取得することを目的として運営されること。
- (注)次のBEPS防止措置実施条約第十条1から3までの規定は、条約について適用される。

第十条 当事国以外の国又は地域の内に存在する恒久的施設に関する濫用を防止する規則

- 1(a) 一方の締約国の企業が他方の締約国内において所得を取得し、かつ、当該一方の締約国において当該所得が両締約国以外の国又は地域の内に存在する当該企業の恒久的施設に帰せられるものとして取り扱われ、かつ、
 - (b) 当該一方の締約国において当該恒久的施設に帰せられる利得について租税が免除される場合において、

両締約国以外の国又は地域において当該所得に対して課される租税の額が、当該恒久的施設が当該一方の締約国内に存在したならば当該一方の締約国において当該所得に対して課されたであろう租税の額の六十パーセントに満たないときは、当該所得について、条約に基づく特典は、与えられない。この場合には、この1の規定が適用される所得に対しては、条約の他の規定にかかわらず、当該他方の締約国の法令に従って租税を課することができる。

- 2 1の規定は、1に規定する他方の締約国内において取得される所得が 恒久的施設を通じて行われる事業の活動に関連し、又は付随して取得さ れる場合には、適用しない。ただし、当該事業には、企業が自己の勘定の ために投資を行い、管理し、又は単に保有するもの(銀行が行う銀行業、 保険会社が行う保険業又は登録された証券会社が行う証券業を除く。)を 含まない。
- 3 一方の締約国の居住者が取得する所得について1の規定に基づいて条約に基づく特典が与えられない場合においても、他方の締約国の権限のある当局は、当該居住者からの要請に応じて、当該居住者が1及び2に規定する要件を満たさなかった理由を考慮した上で、当該特典を与えるとが正当であると判断するときは、当該所得について当該特典を与えることができる。一方の締約国の居住者から第一文に規定する要請を受けた他方の締約国の権限のある当局は、当該要請を認め、又は拒否する前に、当該一方の締約国の権限のある当局と協議する。

第二十三条 減免の制限

所得の支払又は取得の基因となる権利又は財産の設定又は移転に関与した者が、この条約の特典を受けることを当該権利又は財産の設定又は移転の主たる目的とする場合には、当該所得に対しては、この条約に定める租税

の軽減又は免除は与えられない。

(注)次のBEPS防止措置実施条約第七条1の規定は、条約第二十三条の 規定に代わる。

第七条 条約の濫用の防止

1 条約のいかなる規定にもかかわらず、全ての関連する事実及び状況を 考慮して、条約に基づく特典を受けることが当該特典を直接又は間接に 得ることとなる仕組み又は取引の主たる目的の一つであったと判断する ことが妥当である場合には、そのような場合においても当該特典を与え ることが条約の関連する規定の目的に適合することが立証されるときを 除くほか、その所得については、当該特典は、与えられない。

第二十四条 二重課税の除去

- 1 日本国以外の国において納付される租税を日本国の租税から控除することに関する日本国の法令の規定に従い、日本国の居住者がこの条約の規定に従ってニュージーランドにおいて租税を課される所得をニュージーランド内において取得する場合には、当該所得について納付されるニュージーランドの租税の額は、当該居住者に対して課される日本国の租税の額から控除する。ただし、控除の額は、日本国の租税の額のうち当該所得に対応する部分を超えないものとする。
- 2 ニュージーランド以外の国において納付される租税をニュージーランドの租税から控除することに関するニュージーランドの法令(この条に定める原則に影響を及ぼさないものに限る。)の規定に従い、ニュージーランドの居住者が取得する日本国内に源泉のある所得につき、日本国の法令及びこの条約の規定に従い納付される日本国の租税(配当については、配当の支払の基因となった利得について納付される租税を除く。)は、当該所得について納付されるニュージーランドの租税から控除する。

第二十五条 無差別待遇

1 一方の締約国の国民は、他方の締約国において、租税又はこれに関連する要件であって、特に居住者であるか否かに関し同様の状況にある当該他方の締約国の国民に課されており、若しくは課されることがある租税若しくはこれに関連する要件以外のもの又はこれらよりも重いものを課

- されることはない。この1の規定は、第一条の規定にかかわらず、いずれの締約国の居住者でもない者にも、適用する。
- 2 一方の締約国の企業が他方の締約国内に有する恒久的施設に対する租税は、当該他方の締約国において、類似の状況において同様の活動を行う当該他方の締約国の企業に対して課される租税よりも不利に課されることはない。この2の規定は、一方の締約国に対し、家族の状況又は家族を挟養するための負担を理由として当該一方の締約国の居住者である個人に認める租税上の人的控除、救済及び軽減を他方の締約国の居住者に認めることを義務付けるものと解してはならない。
- 3 第九条1、第十一条9又は第十二条6の規定が適用される場合を除く ほか、一方の締約国の企業が他方の締約国の居住者に支払った利子、使用 料その他の支払金については、当該一方の締約国の企業の課税対象利得 の決定に当たって、当該一方の締約国の居住者に支払われたとした場合 における条件と同様の条件で控除するものとする。
- 4 一方の締約国の企業であって、その資本の全部又は一部が他方の締約 国の一又は二以上の居住者により直接又は間接に所有され、又は支配されているものは、当該一方の締約国において、租税又はこれに関連する要件であって、類似の状況にある当該一方の締約国の類似の他の企業に課されており、若しくは課されることがある租税若しくはこれに関連する要件以外のもの又はこれらよりも重いものを課されることはない。
- 5 第二条の規定にかかわらず、この条の規定は、締約国又はその地方政府若しくは地方公共団体によって課される全ての種類の租税に適用する。

第二十六条 相互協議手続

- 1 一方又は双方の締約国の措置によりこの条約の規定に適合しない課税 を受けたと認める者又は受けることになると認める者は、その事案について、当該一方又は双方の締約国の法令に定める救済手段とは別に、自己が居住者である締約国の権限のある当局に対して又は当該事案が前条1の規定の適用に関するものである場合には自己が国民である締約国の権限のある当局に対して、申立てをすることができる。
- (注)次のBEPS防止措置実施条約第十六条1の第一文の規定は、条約第二十六条1の第一文の規定に代わる。

第十六条 相互協議手続

一方又は双方の締約国の措置により条約の規定に適合しない課税を受

けたと認める者又は受けることとなると認める者は、その事案につき、 当該一方又は双方の締約国の法令に定める救済手段とは別に、いずれか の締約国の権限のある当局に対して申立てをすることができる。

当該申立ては、この条約の規定に適合しない課税に係る措置の最初の通知の日から三年以内に、しなければならない。

- 2 権限のある当局は、1 に規定する申立てを正当と認めるが、自ら満足すべき解決を与えることができない場合には、この条約の規定に適合しない課税を回避するため、他方の締約国の権限のある当局との合意によってその事案を解決するよう努める。成立した全ての合意は、両締約国の法令上のいかなる期間制限にもかかわらず、実施されなければならない。
- 3 両締約国の権限のある当局は、この条約の解釈又は適用に関して生ずる困難又は疑義を合意によって解決するよう努める。両締約国の権限のある当局は、また、この条約に定めのない場合における二重課税を除去するため、相互に協議することができる。
- 4 両締約国の権限のある当局は、2及び3に規定する合意に達するため、 直接相互に通信すること(両締約国の権限のある当局又はその代表者に より構成される合同委員会を通じて通信することを含む。)ができる。
- 5(a) 一方又は双方の締約国の措置によりある者がこの条約の規定に適合しない課税を受けた事案について、1の規定に従い、当該者が一方の締約国の権限のある当局に対して申立てをし、かつ、
 - (b) 当該一方の締約国の権限のある当局から他方の締約国の権限のある当局に対し当該事案に関する協議の申立てをした日から二年以内に、2の規定に従い、両締約国の権限のある当局が当該事案を解決するための合意に達することができない場合において、

当該者が要請するときは、当該事案の未解決の事項は、仲裁に付託される。ただし、当該未解決の事項についていずれかの締約国の裁判所又は行政審判所が既に決定を行った場合には、当該未解決の事項は仲裁に付託されない。当該事案によって直接に影響を受ける者が、仲裁決定を実施する両締約国の権限のある当局の合意を受け入れない場合を除くほか、当該仲裁決定は、両締約国を拘束するものとし、両締約国の法令上のいかなる期間制限にもかかわらず実施される。両締約国の権限のある当局は、この5の規定の実施方法を合意によって定める。

第二十七条 情報の交換

1 両締約国の権限のある当局は、この条約の規定の実施又は両締約国若しくはそれらの地方政府若しくは地方公共団体が課する全ての種類の租

税に関する両締約国の法令(当該法令に基づく課税がこの条約の規定に 反しない場合に限る。)の運用若しくは執行に関連する情報を交換する。 情報の交換は、第一条及び第二条の規定による制限を受けない。

- 2 1の規定に基づき一方の締約国が受領した情報は、当該一方の締約国がその法令に基づいて入手した情報と同様に秘密として取り扱うものとし、1に規定する租税の賦課若しくは徴収、これらの租税に関する執行若しくは訴追、これらの租税に関する不服申立てについての決定又はこれらの監督に関与する者又は当局(裁判所及び行政機関を含む。)に対してのみ、開示される。これらの者又は当局は、当該情報をそのような目的のためにのみ使用する。これらの者又は当局は、当該情報を公開の法廷における審理又は司法上の決定において開示することができる。
- 3 1及び2の規定は、いかなる場合にも、一方の締約国に対し、次のこと を行う義務を課するものと解してはならない。
 - (a) 当該一方の締約国又は他方の締約国の法令及び行政上の慣行に抵 触する行政上の措置をとること。
 - (b) 当該一方の締約国又は他方の締約国の法令の下において又は行政 の通常の運営において入手することができない情報を提供すること。
 - (c) 営業上、事業上、産業上、商業上若しくは職業上の秘密若しくは取 引の過程を明らかにするような情報又は公開することが公の秩序に 反することになる情報を提供すること。
- 4 一方の締約国は、他方の締約国がこの条の規定に従って当該一方の締約国に対し情報の提供を要請する場合には、自己の課税目的のために必要でないときであっても、当該情報を入手するために必要な手段を講ずる。一方の締約国がそのような手段を講ずるに当たっては、3に定める制限に従うが、その制限は、いかなる場合にも、当該情報が自己の課税目的のために必要でないことのみを理由としてその提供を拒否することを認めるものと解してはならない。
- 5 3の規定は、提供を要請された情報が銀行その他の金融機関、名義人、 代理人若しくは受託者が有する情報又はある者の所有に関する情報であ ることのみを理由として、一方の締約国が情報の提供を拒否することを 認めるものと解してはならない。

第二十八条 租税の徴収における支援

- 1 両締約国は、租税債権の徴収につき相互に支援を行う。この支援は、第一条及び第二条の規定による制限を受けない。
- 2 この条において、「租税債権」とは、第二条の規定の対象となる租税及 び両締約国が課する次に掲げる租税(その課税がこの条約又は両締約国

が当事国となっている他の取極の規定に反しない場合に限る。)の額並び に当該租税の額に関する利子、行政上の金銭罰及び徴収又は保全の費用 をいう。

- (a) 日本国については、
 - (i) 消費税
 - (ii) 相続税
 - (iii) 贈与税
- (b) ニュージーランドについては、 物品及びサービス税
- 3 一方の締約国の租税債権が当該一方の締約国の法令に基づき執行することができるものであり、かつ、その徴収における支援の要請の時において当該租税債権を負担する者が当該一方の締約国の法令に基づき当該租税債権の徴収を停止させることができない場合には、当該租税債権は、当該一方の締約国の権限のある当局の要請に基づき、他方の締約国の権限のある当局による徴収のために引き受けられるものとする。当該租税債権は、この3の規定に基づいて当該他方の締約国が要請することができる条件を満たす当該他方の締約国の租税債権であるとした場合と同様に、当該他方の締約国により、当該他方の締約国の租税の執行及び徴収について適用される当該他方の締約国の法令に従って徴収される。
- 4 一方の締約国の租税債権が当該一方の締約国の法令に基づきその徴収を確保するために当該一方の締約国が保全の措置をとることができるものである場合には、当該租税債権は、当該一方の締約国の権限のある当局の要請に基づき、他方の締約国の権限のある当局による保全の措置のために引き受けられるものとする。当該他方の締約国は、その保全の措置をとる時において当該租税債権が当該一方の締約国において執行することができないものである場合又は当該租税債権を負担する者がその徴収を停止させる権利を有する場合であっても、当該租税債権が自国の租税債権であるとした場合と同様に、当該他方の締約国の法令に従って当該保全の措置をとる。
- 5 3及び4の規定にかかわらず、3又は4に規定する徴収又は保全の措置のために一方の締約国により引き受けられた租税債権は、当該一方の締約国において、当該一方の締約国の法令の下で租税債権であるとの理由により適用される時効の対象とされず、かつ、その理由により適用される優先権を与えられない。3又は4に規定する徴収又は保全の措置のために当該一方の締約国により引き受けられた租税債権は、当該一方の締約国において、当該他方の締約国の法令の下で適用される優先権を有するものでない。
- 6 5の規定にかかわらず、3又は4に規定する徴収又は保全の措置のた

めに一方の締約国により引き受けられた租税債権の徴収に当たって当該 一方の締約国がとった措置は、当該措置が他方の締約国によってとられ たならば、当該他方の締約国の法令に従って当該租税債権について適用 される時効を停止し、又は中断する効果を有することとなる場合には、当 該他方の締約国の法令の下においても同様の効果を有する。当該一方の 締約国は、当該措置について当該他方の締約国に通報する。

- 7 一方の締約国の租税債権の存在、有効性又は金額に関する争訟の手続は、他方の締約国の裁判所又は行政機関に提起されない。
- 8 一方の締約国が3又は4の規定に基づいて要請した後、他方の締約国が関連する租税債権を徴収し、当該一方の締約国に送金するまでの間に、当該租税債権が次の(a)又は(b)の規定に該当しなくなった場合には、当該一方の締約国の権限のある当局は、当該他方の締約国の権限のある当局に対しその事実を速やかに通報し、当該他方の締約国の選択により、当該一方の締約国は、その要請を停止し、又は撤回する。
 - (a) 3の規定に基づく要請については、当該租税債権が、当該一方の締約国の法令に基づき執行することができるものであり、かつ、当該租税債権を負担する者が当該一方の締約国の法令に基づき当該租税債権の徴収を停止させることができないものであること。
 - (b) 4の規定に基づく要請については、当該租税債権が、当該一方の締約国がその法令に基づきその徴収を確保するために保全の措置をとることができるものであること。
- 9 この条の規定は、いかなる場合にも、一方の締約国に対し、次のことを 行う義務を課するものと解してはならない。
 - (a) 当該一方の締約国又は他方の締約国の法令及び行政上の慣行に抵 触する行政上の措置をとること。
 - (b) 公の秩序に反することとなる措置をとること。
 - (c) 他方の締約国がその法令又は行政上の慣行に基づき徴収又は保全のために全ての妥当な措置をとっていない場合に支援を行うこと。
 - (d) 当該一方の締約国の行政上の負担が他方の締約国が得る利益に比して明らかに不均衡である場合に支援を行うこと。
- 10 この条の規定に基づいて支援が行われる前に、両締約国の権限のある 当局は、この条の規定の実施方法(各締約国に対する支援の程度の均衡を 確保するための合意を含む。)について合意する。特に、両締約国の権限 のある当局は、一方の締約国が特定の年において行うことができる支援 の要請の数の上限、支援を要請することができる租税債権の最低金額及 びこの条の規定に基づいて徴収された額の送金に関する手続規則につい て合意する。

第二十九条 外交使節団及び領事機関の構成員

この条約のいかなる規定も、国際法の一般原則又は特別の協定に基づく外交使節団又は領事機関の構成員の租税上の特権に影響を及ぼすものではない。

第三十条 見出し

この条約中の条の見出しは、引用上の便宜のためにのみ付されたものであって、この条約の解釈に影響を及ぼすものではない。

第三十一条 効力発生

- 1 この条約は、両締約国のそれぞれの国内法上の手続に従って承認されなければならない。この条約は、その承認を通知する外交上の公文の交換の日の後三十日目の日に効力を生ずる。
- 2 この条約は、次のものについて適用する。
 - (a) 日本国については、
 - (i) 源泉徴収される所得に対する租税に関しては、この条約が効力 を生ずる年の翌年の一月一日以後に租税を課される額
 - (ii) 源泉徴収されない所得に対する租税に関しては、この条約が効力を生ずる年の翌年の一月一日以後に開始する各課税年度の所得
 - (iii) その他の租税に関しては、この条約が効力を生ずる年の翌年の 一月一日以後に開始する各課税年度の租税
 - (b) ニュージーランドについては、
 - (i) 源泉徴収される所得に対する租税に関しては、この条約が効力 を生ずる年の翌年の一月一日以後に支払われ、又は貸記される額
 - (ii) 源泉徴収されない所得に対する租税に関しては、この条約が効力を生ずる年の翌年の四月一日以後に開始する各課税年度のもの
 - (iii) その他の租税に関しては、この条約が効力を生ずる年の翌年の 一月一日以後に開始する各課税期間の租税
- 3 千九百六十三年一月三十日にウェリントンで署名された所得に対する 租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とニュー・ ジーランドとの間の条約(千九百六十七年三月二十二日にウェリントン で署名された所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止

のための日本国とニュー・ジーランドとの間の条約を改正する議定書による改正を含む。)(以下この条において「旧条約」という。)は、2の規定に従ってこの条約が適用される租税につき、この条約の適用の日以後、適用しない。

4 旧条約は、1から3までの規定に従って適用される最後の日に終了する。

第三十二条 終了

この条約は、一方の締約国によって終了させられる時まで効力を有する。 いずれの一方の締約国も、この条約の効力発生の日から五年の期間が満了 した後に開始する各暦年の末日の六箇月前までに、外交上の経路を通じて、 他方の締約国に対し終了の通告を行うことにより、この条約を終了させる ことができる。この場合には、この条約は、次のものにつき適用されなくな る。

- (a) 日本国については、
 - (i) 源泉徴収される所得に対する租税に関しては、終了の通告が行われた年の翌年の一月一日以後に租税を課される額
 - (ii) 源泉徴収されない所得に対する租税に関しては、終了の通告が 行われた年の翌年の一月一日以後に開始する各課税年度の所得
 - (iii) その他の租税に関しては、終了の通告が行われた年の翌年の一月一日以後に開始する各課税年度の租税
- (b) ニュージーランドについては、
 - (i) 源泉徴収される所得に対する租税に関しては、終了の通告が行われた年の翌年の一月一日以後に支払われ、又は貸記される額
 - (ii) 源泉徴収されない所得に対する租税に関しては、終了の通告が 行われた年の翌年の四月一日以後に開始する各課税年度のもの
 - (iii) その他の租税に関しては、終了の通告が行われた年の翌年の一月一日以後に開始する各課税期間の租税

以上の証拠として、下名は、各自の政府から正当に委任を受けてこの条約に署名した。

二千十二年十二月十日に東京で、ひとしく正文である日本語及び英語により本書二通を作成した。

日本国のために 榛葉賀津也

ニュージーランドのために マーク・シンクレア

議定書

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とニュージーランドとの間の条約(以下「条約」という。)の署名に当たり、日本国及びニュージーランドは、条約の不可分の一部を成す次の規定を協定した。

- 1(a) 条約は、(b)の場合を除くほか、条約第四条の規定に基づき一方の締約国の居住者とされる者に対する当該一方の締約国の課税に影響を 及ぼすものではないことが了解される。
 - (b) (a)の規定は、条約第九条2及び3、第十八条、第十九条、第二十四条から第二十六条まで並びに第二十九条の規定に基づき一方の締約国により認められる特典に影響を及ぼすものではないことが了解される。
- 2 条約第二条1及び2の規定に関し、

「日本国の租税」又は「ニュージーランドの租税」には、条約の適用を 受ける租税に関連する日本国又はニュージーランドのそれぞれの法令に 基づいて課される金銭罰又は利子を含めない。

3 条約第四条3の規定に関し、

「その他関連する全ての要因」には、次の(a)から(d)までに掲げる事項を含むことが了解される。

- (a) 上級管理者による日常の経営管理が行われる場所
- (b) 法的地位を規律する法令を有する締約国
- (c) 会計帳簿が保存されている場所
- (d) 事業が遂行されている場所²
- 4 条約第五条4の規定に関し、
 - (a) 一方の締約国の企業が設備の提供のみを目的とする賃貸借契約(裸用船契約を含む。)に基づいて設備を賃貸する場合には、当該企業は他方の締約国内において設備を運用するものとはされないことが了解される。
 - (b) 個別の事案に関する事実及び状況に基づき設備が大規模であるか 否かを決定するに当たっては、当該設備の寸法、数量若しくは価値又 は所得を生ずる活動における当該設備の役割が関連するものである ことが了解される。
 - (c) 「大規模設備」には、石油又は鉱石の採掘に使用される掘削設備、

² 条約の議定書3の規定は、BEPS防止措置実施条約第四条1 (同条3(e)の規定による修正の後のもの)の規定に代わる (6ページ参照)。

プラットフォームその他の構築物を含むことが了解される。

5 条約第七条6(a)の規定に関し、

日本国については、「租税に関し法人として取り扱われるもの」とは、 信託財産を用いて行う事業から取得される利得について信託の受託者が 納税義務を負う場合の信託をいうことが了解される。

- 6 条約第十条から第十二条までの規定に関し、
 - これらの規定の適用上、ニュージーランドの居住者が配当、利子又は使用料の受益者であるか否かを決定するに当たって、次の配当、利子又は使用料については、信託の受託者が受益者として取り扱われることが了解される。
 - (a) 日本国内において生ずる配当、利子又は使用料であって、ニュージーランドの居住者である信託の受託者がニュージーランドにおいて 租税を課されるもの
 - (b) 日本国内において生ずる配当であって、ニュージーランドの居住者である信託の受託者が、ニュージーランドの法令に基づいて当該配当に対し一般的に適用される免税の適用がないとしたならばニュージーランドにおいて租税を課されることとなるもの
- 7 条約第十条3の規定に関し、

ニュージーランドが他のいずれかの国との間で将来締結する租税条約において、配当に係る条件についてより有利な取扱いを規定する場合には、ニュージーランドは、日本国に対し不当に遅滞することなくその旨を通報し、同一の取扱いを規定するため日本国と交渉を開始する。

- 8 条約第十条6の規定に関し、
 - ニュージーランドについては、「配当」には、二千七年所得税法第FA 二条及び第FA二B条の規定又はこれらに実質的に類似する規定であっ て条約の署名の日の後に制定され、効力を生ずるものに定める利益関連 債、代替債及びステープル債に関連する所得を含むことが了解される。
- 9 条約第十一条3及び4の規定に関し、 ニュージーランド輸出信用事務所はニュージーランド政府の一部であることが了解される。
- 10 条約第十一条5の規定に関し、

「バックトゥバック融資に関する取決め」とは、特に、一方の締約国の居住者である金融機関が他方の締約国内において生じた利子を受領し、かつ、当該金融機関が当該利子と同等の利子を当該一方の締約国の居住者である他の者(当該他方の締約国内から直接に利子を受領したならば当該利子について当該他方の締約国において租税の免除を受けることができなかったとみられるものに限る。)に支払うことを内容とする全ての種類の取決めをいうことが了解される。

11 条約第十一条の規定に関し、

ニュージーランドが他のいずれかの国との間で将来締結する租税条約において、金融機関が取得する利子についてより有利な取扱いを規定する場合には、ニュージーランドは、日本国に対し不当に遅滞することなくその旨を通報し、同一の取扱いを規定するため日本国と交渉を開始する。

12 条約第十一条、第十二条及び第十四条の規定に関し、

「負担される」には、恒久的施設に帰せられる利得の決定に当たって利子、使用料又は報酬を控除することができることを含む。

13 条約第十二条3(d)の規定に関し、

「財産又は権利の使用又は提供の制限」とは、財産又は権利の所有者が 当該財産又は権利を他の者に利用させないことの対価として支払金を受 け取る場合において、当該財産又は権利を他の者に利用させないことを いうことが了解される。

14 条約第十三条の規定に関し、

一方の締約国の居住者が組合又は信託財産の持分の譲渡によって取得する所得、利得又は収益に対しては、他方の締約国の租税に関する法令の適用上、当該所得、利得又は収益が条約第六条に規定する不動産であって当該他方の締約国内に存在するものの譲渡によって取得する所得、利得又は収益として取り扱われる場合に限り、条約第十三条1の規定が適用されることが了解される。

15 条約第二十五条の規定に関し、

同条の規定は、次に掲げるニュージーランドの租税に関する法令の規定に影響を及ぼすものではないことが確認される。ただし、当該法令の規定が、第三国の居住者に対する取扱いと比べて日本国の居住者について異なる取扱いをすることを認めない場合に限る。

- (a) 過少資本税制について規定する二千七年所得税法第FE節の規定
- (b) 全面的に所有された集団内の配当に関する免税について規定する 二千七年所得税法第CW十条の規定
- (c) 連結集団について規定する二千七年所得税法第FM節の規定
- (d) 全面的に所有された集団内における棚卸資産の移転について規定 する二千七年所得税法第EB五条の規定
- (e) 法人の集団内における損益の通算について規定する二千七年所得 税法第 I C節の規定
- (f) 法人の合併について規定する二千七年所得税法第FO節の規定
- (g) 条約の署名の日の後に制定される規定であって、この15に規定する 規定とその目的又は趣旨が実質的に類似するものその他両締約国の 政府が外交上の公文の交換により合意するもの
- 16 条約第二十六条5の規定に関し、

- (a) 両締約国の権限のある当局は、同条5の規定に従って申し立てられた事案によって直接に影響を受ける者の作為若しくは不作為が当該事案の解決を妨げる場合又は両締約国の権限のある当局及び当該者が別に合意する場合を除くほか、同条5に規定する仲裁の要請から二年以内に仲裁決定が実施されることを確保するため、仲裁手続を合意によって定める。
- (b) 仲裁のための委員会は、次の規則に従って、設置される。
 - (i) 仲裁のための委員会は、国際租税に関する事項について専門知 識又は経験を有する三人の仲裁人により構成される。
 - (ii) それぞれの締約国の権限のある当局は、それぞれ一人の仲裁人を任命する。両締約国の権限のある当局が任命する二人の仲裁人は、両締約国の権限のある当局が合意する手続に従い、仲裁のための委員会の長となる第三の仲裁人を任命する。
 - (iii) 全ての仲裁人は、いずれの締約国の税務当局の職員でもあってはならず、及び同条1の規定に従って申し立てられた事案にこれまで関与した者であってはならない。第三の仲裁人は、両締約国の権限のある当局が別段の合意をする場合を除くほか、いずれの締約国の国民でもあってはならず、いずれの締約国内にも日常の居所を有したことがあってはならず、及びいずれの締約国によっても雇用されたことがあってはならない。
 - (iv) 両締約国の権限のある当局は、仲裁手続の実施に先立って、全ての仲裁人及びそれらの職員が、それぞれの締約国の権限のある当局に対して送付する書面において、条約第二十七条2及び両締約国において適用される法令に規定する秘密及び不開示に関する義務と同様の義務に従うことに合意することを確保する。
 - (v) それぞれの締約国の権限のある当局は、自らが任命した仲裁人 に係る費用及び自国の費用を負担する。仲裁のための委員会の長 の費用その他の仲裁手続の実施に関する費用については、両締約 国の権限のある当局が均等に負担する。
- (c) 両締約国の権限のある当局は、全ての仲裁人及びそれらの職員に対し、仲裁決定のために必要な情報を不当に遅滞することなく提供する。
- (d) 仲裁決定は、次のとおり取り扱う。
 - (i) 仲裁決定は、先例としての価値を有しない。
 - (ii) 仲裁決定は、条約第二十六条5の規定、この16の規定又は(a)の規定に従って決定される手続規則のいずれかに対する違反(仲裁決定に影響を及ぼしたものとして相当と認められるものに限る。)により当該仲裁決定がいずれか一方の締約国の裁判所において無

効であるとされる場合を除くほか、確定する。仲裁決定は、その違反によって無効であるとされる場合には、行われなかったものとする。

- (e) 仲裁の要請が行われてから、仲裁のための委員会がその決定を両締約国の権限のある当局及び仲裁の要請を行った者に送達するまでの間に、両締約国の権限のある当局が仲裁に付託された全ての未解決の事項を解決した場合には、当該事案は同条2の規定に従って解決されたものとし、仲裁決定は行われない。
- 17 条約第二十七条5の規定に関し、

一方の締約国は、弁護士その他の法律事務代理人がその職務に関して その依頼者との間で行う通信に関する情報であって、当該一方の締約国 の法令に基づいて保護されるものについては、その提供を拒否すること ができることが了解される。

- 18 条約第二十八条の規定に関し、
 - (a) ニュージーランドについては、租税債権の徴収は、千九百九十四年 租税執行法第十A章の規定又は条約の署名の日の後にこれに代わっ て適用される法令に従って行われることが了解される。
 - (b) 同条の規定は、いかなる場合にも、一方の締約国が支援の要請を受けたとしたならば当該一方の締約国の法令の下において又は通常の行政上の慣行において徴収における支援を提供することができないような租税債権について、当該一方の締約国が他方の締約国に対し徴収における支援の要請を行うことを認めるものと解してはならない。

以上の証拠として、下名は、各自の政府から正当に委任を受けてこの議定書に署名した。

二千十二年十二月十日に東京で、ひとしく正文である日本語及び英語により本書二通を作成した。

日本国のために 榛葉賀津也

ニュージーランドのために マーク・シンクレア